

地の取得に関する特別措置法〕が公布され、昭和36・8・17から施行された。

土地収用法とこの特別措置法との相違点を重点に法のあらましについて述べると次のとおりである。

〔適用事業の範囲〕

この法律の適用を受ける事業の範囲は、公共事業の中でも公共の利害に特に重大な関係があり、かつ緊急に施行することを要する事業でなければならないが、この法律ではそれらの事業を**特定公共事業**といい、これは、

(1) 土地収用法の適用事業であって、この法律の第2条に列挙された施設に関する事業であること。

(2) 建設大臣の〔特定公共事業の認定〕を受けた事業であること。

の各要件に該当するものに限られている。

(1)の要件については、第2条に七つの具体的な事業が列挙され、いずれも、さらに政令をもって具体的に適用事業の範囲を規定している。

七つの事業とは、ア 道路(高速自動車国道1・2級国道) イ 国鉄・* 日本鉄道建設公団(主要な幹線鉄道の複線または電化区間における事業) ウ 空港(第1種) エ 交通緩和施設(道路・駅前広場・鉄道・軌道) オ 電話施設 カ 河川(治水・利水施設) キ 電気(送変電施設)の各事業をいうが、このほか、これらと同程度に公共の利害に重大な関係があり、かつ整備の緊急性があるもので政令で定めるものも適用事業となる。

国鉄の場合は、第2条の第2号に〔日本国有鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間〕と定められ、政令により〔主要な区間は複線以上の区間又は電化区間とする。〕と定められている。

幹線鉄道とは通常〇〇本線といわれているもの、またはそれらと同程度の長距離交通量を有する線路が該当し、複線以上の区間には、現在既に複線以上となっているものと、これから単線を複線化するものとの両者を含み、電化区間の解釈もこれと同様である。

(2)の要件については、土地収用法の事業認定の場合は、事業の種類により建設大臣または都道府県知事が認定することに定められているが、特定公共事業はすべて建設大臣が認定することに定められ、認定に当たっては〔公共用地審議会〕の議を経なければならないこととなっている。

〔手続の特例〕

この法律は事業の円滑な遂行をはかるため起業者に対し、土地収用法には規定されていない次のような手続を強制している。

(1) 事前の説明(PR)

土地所有者等に対して、事業の目的、内容等について事前にならぬ説明をすることなく、買取交渉をしても円満に妥結することは期待できない事情にあるため、最近国鉄のみでなく各公共事業の起業者の間でも事前のPRを重視し、つとめて実施する傾向にあるが、この法律では、特定公共事業の認定申請前に関係の都道府県知事、市町村長に対してはもちろんのこと地元民に対しても十分な事業説明をなし、その意見を聞くことを起業者に義務づけている。地元住民に対する説明方法については、説明会開催の場所・日時等を開催の1週間前までにその地方の新聞に公告するか、または直接文書により通知する等により行なうことと定められ、その経過説明書を認定申請書に添付することとされている。

都道府県知事および市町村長は、起業者の行なう事前のPR

を含めて用地取得全般について起業者に協力する義務があると定められている。

(2) 市町村長が縦覧手続を行なわない場合の都道府県知事の代行

土地収用法では、市町村長は事業認定申請書の送付を受けたときは、直ちに縦覧公告の手続をとらなければならないと定められているが、事業の内容によっては関係地元民のみでなく市町村ぐるみで事業に反対をするケースもあり、地元民の強い反対意思の表明その他の理由から故意に縦覧事務を遅延し、以後の手続を非常に遅延させることもあるので、この法律では市町村長が申請書を受け取った日から2週間を経過しても縦覧しないときは、知事がこれを代行できるように定められた。

(3) 事業認定および細目公告有効期間の短縮

土地収用法では、事業の認定告示から3年以内に土地細目の公告を申請しないとき、土地細目の公告から1年以内に裁決の申請をしないときは、その認定、公告はそれぞれ失効することと定められているが、この法律では特定公共事業が一般の公共事業と異なって特に緊急に施行する必要があるため、認定を受けたものであるから土地収用法上3年とあるのを1年に、1年とあるのを6箇月にそれぞれ短縮された。

(4) 土地・物件調査作成の特例

土地収用法では、土地細目の公告後、起業者は土地または物件の所在および現況等を調査し、実測図をつけて土地または物件調査を作成しなければならないが、この調査作成に当たり起業者には土地所有者等に対し立合いを求め、立入り調査をすることを認め、一方の土地所有者等はこれを受認しなければならない義務があると定めている。しかし土地所有者の中には立合いおよび起業者の立入り調査を拒否し、または妨害する者もあり、完全な調査の作成は困難となる事例がしばしばみられたので、この法律では、そのような場合には簡易な調査でよいとし、たとえば不動産登記簿・土地台帳等による調査、第三者からの聴取調査、周辺からの調査等他の方法によって知ることができる程度で調査を作成すればよいとされた。

(5) その他の特例

ア 土地収用法では、事業認定申請書の添付書類として必要な土地管理者、行政機関の意見者を得るのに案外長時間を要し、申請書の提出が遅延することがしばしばあったが、この法律では、起業者が意見を求めた日から3週間を経過しても得られないときは、疎明書を添付することでよいとされた。

イ 特定公共事業の認定があったときは、土地収用法の規定により収用手続が進められる。

ウ 土地または物件調査が土地所有者等の立入り調査の拒否、または妨害によって不完全な場合は、裁決申請書も完全な記載ができないので、知ることができる程度のものでよいとしている。

エ 既に土地収用法による事業認定を受けている事業であっても、特定公共事業の認定を受けることができ、しかもこの場合は書類、手続等の重複を避けるよう特例が設けられている。

この法律制度(昭和36・6)には以上のとおり手続上の特例が定められ、土地収用法と比較してかなり処理の迅速化ははかられたが、その後昭和39・7土地収用法の一部を改正して前記のうち(2)(4)および(5)のA・ウと同一事項を土地収用法にもとり入れ、特別措置法の規定の一般化をはかったので、この分については特例ではなくなった。

〔緊急裁決〕

土地収用法では、事業認定の申請から裁決に至るまでに長時